

## 児童扶養手当と公的年金等との差額支給の主なケース

### 1. 児童3人が遺族厚生年金を受給、受給資格者本人が老齢年金を受給している場合

①児童扶養手当月額の算出 ※事例は全部支給の場合 (41,020円 (児童扶養手当月額) + 5,000円 (第2子加算額) + 3,000円 (第3子加算額))

児童扶養手当の月額	49,020円
-----------	---------

②児童ごとの公的年金給付等の月額を合計

	老齢年金	遺族年金	障害年金加算	その他	計
児童1 (公的年金給付等の月額)	—	9,000円	—	—	9,000円
児童2 (公的年金給付等の月額)	—	9,000円	—	—	9,000円
児童3 (公的年金給付等の月額)	—	9,000円	—	—	9,000円

それぞれの児童の公的年金給付等の月額相当額について計算します。それぞれの児童が2つ以上の公的年金給付等を受給できる又は加算対象となっている場合は、それぞれの児童ごとに、その額を合計する。

③対象児童の支給停止額の算出

	児童1	児童2	児童3	計
支給停止額	9,000円	5,000円	3,000円	17,000円

ア ②の額が最も低い児童1人 (0円の者を含み、最も低い児童が2人以上いるときは、そのうちの1人) については、②の額が支給停止額となります。【児童1】  
 イ ②の額がアの児童 (児童1) を除いて最も低い児童1人 (0円の者を含み、最も低い児童が2人以上いるときは、そのうちの1人) については、②の額が5,000円以上の場合“5,000円”、5,000円未満の場合は“②の額”が支給停止額となります。【児童2】  
 ウ ア、イで比較を行った以外の児童については、②の額が3,000円以上の場合“3,000円”、3,000円未満の場合は“②の額”が支給停止額となります。  
 エ ア～ウの額を合計する。 ※5円未満の端数切り捨て、5円以上10円未満の端数切り上げ

④ ①-③を計算する

①-③ (49,020円-17,000円)	32,020円
-----------------------	---------

⑤ 受給資格者の支給停止額の算出

	老齢年金	遺族年金	障害年金加算	その他	計
公的年金給付等の月額	10,000円	—	—	—	10,000円

受給資格者が2つ以上の公的年金給付等を受給できる場合は、その額を合計する。 ※5円未満の端数切り捨て、5円以上10円未満の端数切り上げ

⑥ 差額支給月額の算出 (④-⑤)

④-⑤ (32,020円-10,000円)	22,020円
-----------------------	---------

## 2. 受給資格者のみが遺族年金を受給している場合（児童1人の場合）

### ① 児童扶養手当月額算出 ※事例は全部支給の場合（41,020円）

児童扶養手当の月額	41,020円
-----------	---------

### ② 受給資格者の公的年金給付等の月額を合計

	老齢年金	遺族年金	障害年金加算	その他	計
公的年金給付等の月額	—	49,000円	—	—	49,000円

受給資格者が2つ以上の公的年金給付等を受給できる場合は、その額を合計する。※5円未満の端数切り捨て、5円以上10円未満の端数切り上げ

### ③ 支給停止額の算出

支給停止額	41,020円
-------	---------

②の額と①の額とで比較を行い、②の額が①の額以上の場合は、①の額を支給停止額とします。  
 ②の額が①の額未満の場合は、②の額を支給停止額とします。  
 ※今回の場合は、①<②となるため、支給停止額は①となります。

### ⑥ 差額支給月額の算出（①－③）

①－③（41,020円－41,020円）	0円
----------------------	----

公的年金給付等の月額の方が児童扶養手当の月額より高いため、差額支給はありません。